資料7-3

'26.11.17

政 策 第 ９ ２ 号
令和８年１１月１７日

芽室町議会議長　梶澤　幸治　様

芽室町長　手 島　　旭

芽室町自治基本条例の点検について（依頼）

芽室町自治基本条例第３０条に基づき、議会に関する条項（第２２条、第２３条、第２４条、第２７条）について、点検をお願いいたします。

記

１　点検期限　　令和９年１月２０日（水）

（政策推進課政策調整係）

芽室町自治基本条例の達成状況（議会関係分）の点検結果（令和８年度分）

芽室町自治基本条例点検対象条文（議会関係の規定条文）

関係条文	議会としての協議内容（見解）	目的の達成度
（議会の役割） 第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。		
２ 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。		
（議会の責務） 第23条 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。		
２ 議会の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。		

関係条文	議会としての協議内容（見解）	目的の達成度
第24条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。		
2 議会の活動について必要な事項は、別に条例で定めます。		
（議員の責務） 第27条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。		
2 議員の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。		